# 佐賀県立白石高等学校 佐賀県立杵島商業高等学校 「運動部活動の在り方に関する方針」

平成30年12月 佐賀県立白石高等学校 佐賀県立杵島商業高等学校

# ◇ はじめに

運動部活動は体力や技術の向上、健康の保持増進だけでなく、異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教師等の好ましい人間関係の構築を図ったり、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するなど、生徒達の心身の成長に大きな役割を果たしてきた。また、生徒の多様な学びの場として、その教育的意義は大きく、我が国のスポーツ振興に果たしてきた役割も大きい。このことは、顧問として献身的に指導に当たってきた現場の教師をはじめ、学校や保護者、地域の方々の協力なしには成しえなかったことである。

しかし、社会、経済等の変化により、教育に関わる課題も複雑化・多様化し、学校 や教師だけでは解決が困難な課題が増え、従前と同様の運営体制では円滑な校務運営 が難しくなっていることも事実である。

このような今日的教育課題に対応しながら、子どもたちが生涯にわたって豊かなスポーツライフを実現する資質・能力を育む基盤として、運動部活動が今後も持続可能なものとなるよう、学校における運動部活動の在り方について方針を示し、改革に取り組む必要がある。

# ◇ 運動部活動の学校教育における位置づけ

### (1)学校教育の一環としての運動部活動

現行の学習指導要領では、運動部活動について、学校教育の中で果たす意義や 役割を踏まえ「学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意す る」ことが明確に示されている。このことから運動部活動は教育課程との関連を 図りつつ、効率的・効果的な取組をしていく必要がある。

#### (2) 運動部活動の意義と効果

- ア 学校教育活動の一環として行われる運動部活動は、異年齢との交流の中で、 生徒同士や教師と生徒等の人間関係の構築を図ったり、生徒自身が活動を通し て自己肯定感を高めたりするなどの教育的意義が大きい。
- イ 学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養、互いに協力し合って友情を深める といった好ましい人間関係の形成等に資することから、生徒の「生きる力」を 育む大きな原動力ともなっている。
- ウ 体力の向上や健康の保持増進はもとより、スポーツに興味と関心をもつ同好の生徒が、より高い水準の技能や記録に挑戦する中で、スポーツの楽しさや喜びを味わい、生涯にわたって豊かなスポーツライフを継続する資質や能力を育てることができる。

運動部活動にはこのように大きな教育的な意義と効果があり、生徒の実態や指導に当たる部活動顧問の負担、学校の状況等をよく踏まえ、バランスが取れた適切な運営体制を構築することが必要となる。

# 1 本校の「運動部活動の在り方に関する方針」について

本校の「運動部活動の在り方に関する方針」については、生徒にとって望ましいスポーツ環境を構築するとともに、運動部活動が本校の教育環境に応じて最適に実施されることを目指し、佐賀県の「運動部活動の在り方に関する方針」(以下、「県の方針」という。)や国の「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」(以下、「国のガイドライン」という。)を踏まえ、運動部活動の活動時間及び休養日の設定その他適切な運動部活動の取組に関する事柄を示すこととする。

ただし、国のガイドラインや県の方針は、義務教育の中学校(義務教育学校後期課程、中等教育学校前期課程、特別支援学校中学部を含む。以下同じ。)段階の運動部活動を主な対象としている。よって、高等学校段階である本校の運動部活動については、県の方針等を原則として適用するが、心身の発達や教育の多様性から次の点に留意することとする。

- ・中学校教育の基礎の上に多様な教育が行われていること。
- ・本校の教育環境に応じて、最適に実施すること。
- ・高等学校段階であっても、過度な運動はスポーツ障害等の発生率が高くなることや体力・運動能力の向上につながらないこと。

以上の点を踏まえ、生徒の発達の段階や競技レベルに応じて、できるだけ短時間で、効率的・効果的な活動となるよう、佐賀県立白石高等学校及び佐賀県杵島商業高等学校の「運動部活動の在り方に関する方針」(以下、「本校の方針」という。)を策定する。

### 2 適切な運営のための体制整備

#### (1) 本校の方針策定等

- ア 校長は、国のガイドラインや県の方針を踏まえ、毎年度、本校の方針を策定 する。
- イ 校長は、本校の方針及び各運動部活動の「年間の活動計画」を公表する。
- ウ 運動部顧問は、年間の活動計画(活動日、休養日及び参加予定大会日程等) 並びに毎月の活動計画及び活動実績を作成し、校長へ提出する。
- エ 運動部顧問は、生徒及び保護者等に対し「活動目標」、「指導の方針」、「活動 計画」、「指導内容や方法」等を具体的に示す。

#### (2)指導・運営に係る体制の構築

ア 校長は、各学校の部活動数について、生徒及び教師の数、部活動指導員の配

置状況を踏まえ、円滑に運動部活動を実施できるよう適正な数の運動部を設置 する。

- イ 校長は、運動部活動顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な 運営、顧問の校務分掌を考慮し、部活動指導員の配置状況を勘案した上で行う。
- ウ 校長は、設置する運動部活動について、生徒のけがや事故を未然に防止し、 不測の事態が発生した場合に適切な対応ができるよう、部活動指導員を活用す るなど、複数の顧問を配置するよう努める。
- エ 校長は、部活動指導員等の協力を得る場合には、学校全体及び各部の「目標や方針」、「活動の計画」、「具体的な指導の内容や方法」、「生徒の状況」、「事故対応」等について、学校、顧問の教員及び部活動指導員等との間で十分な連絡調整を行い、情報の共有と共通理解を図る。また、指導が適切に行われるよう、部活動指導員の研修への参加に配慮する。
- オ 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各運動部の活動内容を把握し、生徒が安全にスポーツ活動を行い、教師の負担が過度とならないよう、適宜、指導・是正を行う。

## 3 合理的で効果的な活動の推進

(1)校長及び運動部顧問は、運動部活動の実施に当たっては、国のガイドラインに則り、生徒の心身の健康管理、事故防止及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。

なお、夏季の運動部活動における高温や多湿時の活動では、熱中症事故防止の 観点から適切な対応を徹底するとともに、気象庁の高温注意情報が発せられた場 合には屋外の活動を原則として行わない等、対策を講じる。

- (2)校長及び運動部顧問は、運動部活動が勝利至上主義の意識・価値観による行き過ぎたものとならないよう配慮する。その際、目先の勝敗にとらわれて長時間の練習を行うことが生徒のためにならないことを理解し、スポーツ障害やバーンアウトを防ぐことなどについて保護者にも理解と協力を得るよう努める。
- (3)運動部顧問は、教育課程との関連を図る上においても、生徒が自ら考え、計画 していく(ボトムアップ理論)に基づく指導方法等を実践し、生徒自らが自分の 目標や課題を設定し、その達成、解決に向けて必要な内容や方法を考えたり、調 べたりして、実践につなげられるよう運動部活動に主体的に取り組む力を育成す る。
- (4)運動部顧問は、生徒の心身のバランスのとれた成長を図る観点から、各競技の

特性を踏まえた科学的なトレーニング方法を積極的に導入し、生徒の発達段階に応じた適切な休養を取りながら、短時間で効果が得られる活動を実施する。その際、中央競技団体等が示す指導手引等も活用し、合理的で効果的な活動とする。

# 4 適切な休養日等の設定

(1)運動部活動における休養日及び活動については、成長期にある生徒が、運動、 食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、スポーツ 医・科学の観点からのスポーツ活動に関する研究も踏まえ、原則として以下を基 準とする。

## ア 学期中の休養日(週当たり2日以上)

・平 日:少なくとも1日を休養日とする。

・週休日:土曜日、日曜日の少なくとも1日以上を休養日とする。

・その他:大会等により週休日に休養日を設定できなかった場合は、平日に振 替える等、適切な配慮を行う。

#### イ 長期休業等の休養日

・学期中に準じた扱いを行う。

ただし、長期休業の趣旨を鑑み、生徒が運動部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう配慮し、無理のない適切な計画を立て、ある程度長期の休 養期間(オフシーズン)を設ける。

#### ウ 活動時間

・平 日:原則として長くとも2時間程度

・休業日:原則として長くとも3時間程度(学期中の週末を含む)

・その他:大会等で休業日に長時間活動する場合は次の日を休養日とする等、 適切な配慮を行う。

また、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行うように努める。

#### 工 下校時刻

・活動時間に合わせ下校時刻を設定する。なお、下校時刻の設定に当たっては、日 没時間を目安に生徒が安全に帰宅できる時間となるよう考慮し、その際、女子の下 校時刻の設定には特に配慮をすること。

#### オその他

- ・休養日等の設定について、校長による判断が困難な場合は県の方針を踏まえ、学校の設置者に助言を求める。
- (2)なお、学校の実態を踏まえた、学校全体としての部活動休養日等(定期考査前の一定期間など)の設定に係る詳細については別に定める。

## 5 生徒のニーズを踏まえたスポーツ環境の整備

- (1)学校は、生徒の運動・スポーツに関するニーズが、競技力の向上以外にも、友達と楽しめる、適度な頻度で行える等多様であることを踏まえ、季節ごとに異なる競技種目を行う活動、競技志向でなくレクリエーションとして行う活動、体力作りを目的とした活動等、生徒のニーズを踏まえた運動部等の設置を検討するなど、生徒の運動機会の創出を図ることも検討する。
- (2)校長は、学校と地域・保護者が共に子供の健全な成長のための教育、スポーツ 環境の充実を支援するパートナーという考えの下で、こうした取組を推進するこ とについて、保護者の理解と協力を促す。

## 6 学校単位で参加する大会等の見直し

校長は、生徒に与える教育的意義、生徒及び運動部顧問の負担等を考慮し、参加する大会・試合等を精査し、土曜日、日曜日のいずれかに休養日が設定できるよう、原則として大会等への参加が連続週にわたることがないよう考慮する。

# 7 その他

- (1) 本校の文化部活動については、その適正を踏まえつつ、休養日の設定等については、当分の間、運動部活動の方針に準じるものとし、活動計画や実績等についても運動部活動と同様に公表するものとする。
- (2) 本校の方針は、生徒にとって望ましいスポーツ環境を構築するとともに、本校の教育環境に応じて最適に実施されることを目指すものであることから、社会体育等、校外でのスポーツ活動についても、本校の方針に準じるものとする。